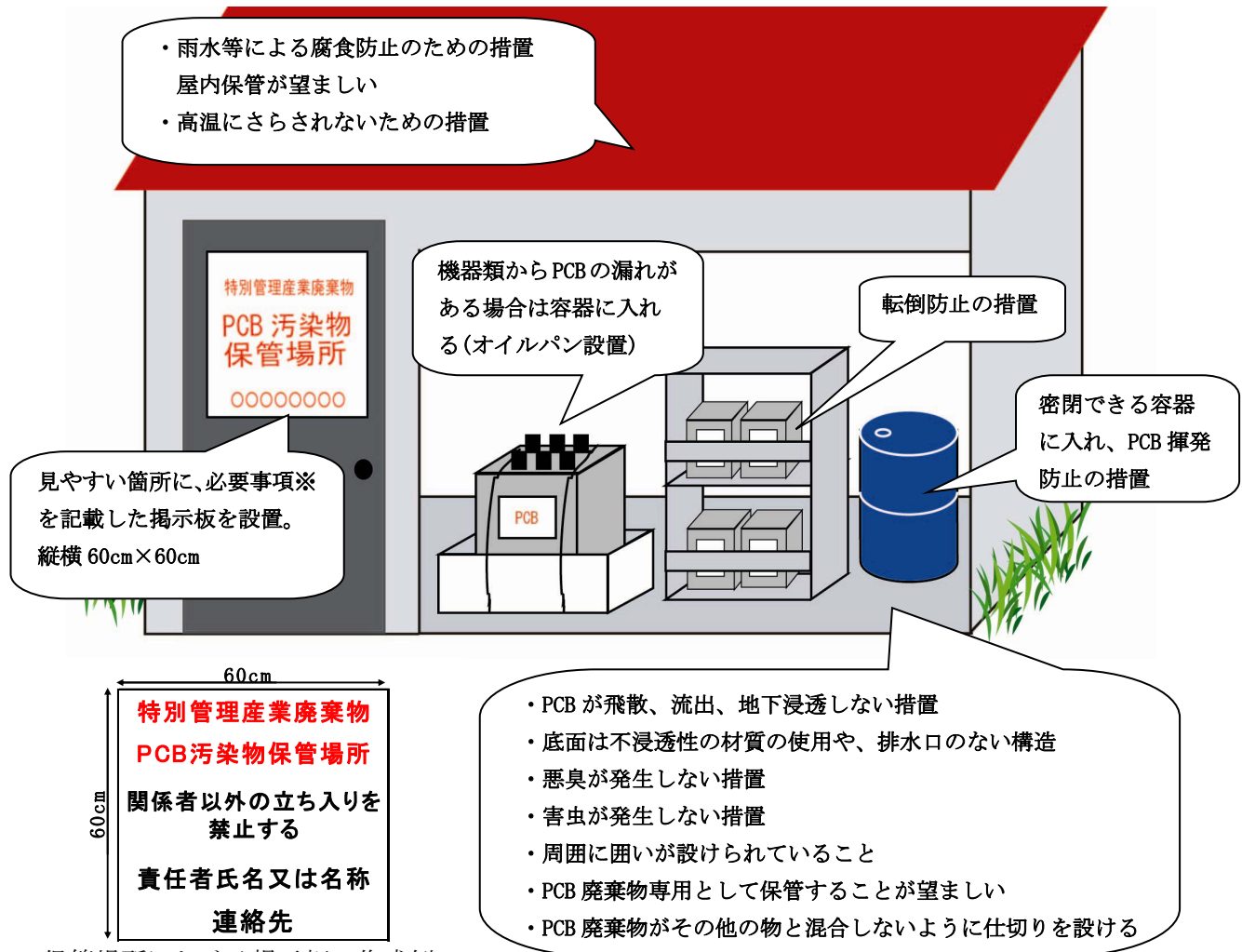


PCB 廃棄物（特別管理産業廃棄物）の適正保管について



事業者は、PCB 廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（産業廃棄物保管基準）に従い、生活保全上支障のないよう保管してはなりません。

—保管の例—（詳細は各都道府県の定める方法に従って下さい）



保管場所における掲示板の作成例

※掲示板記載の必須事項：①産業廃棄物の保管場所である旨、②保管する廃棄物の種類
③保管場所の責任者氏名又は名称、④連絡先

PCB 廃棄物を保管する際は「特別管理産業廃棄物管理責任者」を選任する必要があります。管理責任者は、一定の実務経験を有するなどの資格が必要となります。実務経験等がない場合は(公財)日本産業廃棄物処理振興センターの開催する講習会を受講する必要があります。

参考資料：廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行規則

詳しくは、当社 分析担当者 佐藤（旭）、相沢（フリーダイヤル0120-01-2590 内線428、440）までお気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査

